

保 健 所

乳児に実施している「神経芽細胞腫検査」を休止します

「神経芽細胞腫検査の効果が明確でない」との厚生労働省からの報告を受け、道では平成16年度から検査事業を休止することになりました。詳しい内容は、下記のホームページで確認ができます。

保護者の方は、お子さんの状態について普段と違うことや気になることがありましたら、かかりつけの小児科にご相談ください。

問合せ 江別保健所健康増進課健康増進係(江別市錦町4番地1・☎011-383-2111)
<http://www.pref.hokkaido.jp/hfukusi/hf-ebeth/index99.html>

高 齢 者

こんなときは届け出を老人保健法受給対象者

老人保健法などの対象になる方が、次の表の要件に該当するときは、必ず届け出をお願いします。

老人保健法受給者～老人保健法が適用される昭和7年9月30日以前に生まれた方または、65歳以上75歳未満で障害認定を受けている方。

町老(マル老)受給者～当別町の「老人医療費助成制度」が適用される68歳と69歳の住民税非課税世帯の方。

道老受給者～道の「老人医療費助成制度」が適用される65歳から69歳の方。

詳細 福祉課福祉係(「ゆとろ」内・☎3-3019)

該 当 要 件	持参する物	届 出
健康保険未加入者が健康保険に加入したとき 他市町村から転入したとき 健康保険が変わったとき 健康保険の被保険者等が変わったとき	健康保険証など	14日以内
氏名を変更したとき 同じ市町村内で住所を変更したとき 死亡したとき(死亡の届出義務者)	医療受給者証(健康手帳)など	
国保加入者が入院のため、他市町村の病院等に住所を変更したとき(居住地特例) 居住地特例に該当しなくなったとき	医療受給者証(健康手帳)・健康保険証など	
医療保険加入者でなくなったとき 他市町村に転出するとき 障害の状態に該当しなくなったとき	医療受給者証(健康手帳)など	すみやかに

医療機関の受診時には、必ず健康保険証と医療受給者証を提示願います。

ご存知ですか



重度心身障害者医療費・母子家庭等医療費の助成

受給者証交付申請手続きなどの詳細は、福祉課福祉係(「ゆとろ」内・☎3-3019)へ問い合わせください。

医療費助成の対象者

対 象	対象者の内容	手続きに必要なもの
1 重度心身障害者	身体障害者1級・2級・3級(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸または、人免疫不全ウイルスにより免疫機能が該当。)の障害がある方。 療育手帳「A」判定の方。 精神科医から「重度知的障害者」と診断された方。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証と印鑑 身体障害者手帳または療育手帳
2 母子家庭など	父親がいない(行方不明なども含む)または、重度心身障害者などの父親を持つ家庭の母親と児童。 両親のいない児童。 児童(20歳未満)は入院と通院が助成対象。(18歳以上の児童は在学証明書などが必要。) 母親は入院のみ助成対象。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証と印鑑 児童扶養手当証書または戸籍謄本

1**2**とも所得による制限があります。

(**2**については、前夫からの「養育費」も所得金額に加算されます。)

平成15年1月1日の時点で当別町に住民登録がない方は「所得証明書」が必要。

すでに医療費の助成を受けている方で次の場合は、必ず届け出が必要です。

健康保険証が変更になったとき 他市の町村に転出する時 転居したとき

国保

今年度最後の納期です
国民健康保険税

病人やけが人が高額な医療費を負担することなく、加入者全員で助け合い、受診者が経済的に安心できるために保険医療制度があります。

その保険医療制度を支えるため社会保険加入者は給料から天引きされる社会保険料を収めますが、国民健康保険に加入している人は国民健康保険税を納めなければなりません。

今月は平成15年度最後の第9期目の納期です。収め忘れや口座振替を行っている預金残高に不足が生じないようにお願いします。

また、納税が困難な場合は税務課納税係で納税相談を行っています。納税相談が無いまま未納にしていた場合は、保険証の有効期限が3カ月の短期被保険者証の交付や保険給付が受けられない資格証明書が交付されることになるので、納税が困難な方は相談してください。

詳細は国保年金係へ問い合わせください。(☎3 - 2467)

年金

電話で相談できます
年金電話相談センター

「年金電話相談センター」の開設

社会保険事務所では年金相談を専用電話でお受けする「年金電話相談センター」を開設しました。どうぞお気軽にご利用ください。
⇒☎011 - 727 - 1165

国民年金保険料は、納付期限内に納めましょうー平成15年度分の保険料は平成16年4月30日までに納めましょうー

あなたやあなたの家族を守るためにも国民年金保険料は忘れずに納めましょう。毎月の保険料は翌月末日の納付期限までに納めなければ、思わぬ事故などで障害が残ったり、一家の働き手が亡くなったときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

また、納付期限から2年間を過ぎると納付することができなくなり、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受けられない場合があります。

保険料の納付は、社会保険庁から送付される「納付書」で納付期限までに金融機関・郵便局または社会保険事務所で納めてください。また、保険料の納付には口座振替を利用されると便利です。

役場窓口年金相談日

3月10日・24日の水曜日

役場1階国保年金係へお気軽にお越しください。

年金保険相談所の開設

主催 札幌北社会保険事務所

日時 3月19日(金)

10時～15時

場所 商工会館(錦町)

保健

16年度の日程が決定
女性がん検診・骨粗しょう症検診

町では、次の検診を実施します。事前に電話か窓口で申し込みの上、受診してください。

対象・検診内容 表のとおり

■集団検診：バスで対がん協会まで送迎します。

◎受付会場と日程

ゆとろ(西町) 4月5日(月)・5月11日(火)・6月10日(木)・7月7日(水)・12月3日(金)・17年3月2日(水)・3月4日(金)
西当別コミュニティーセンター(太美西) 4月6日(火)・

6月11日(金)・7月8日(木)・11月10日(水)

◎受付時間 7時20分～8時

■個人で検診センターへ行き受診

◎受付期間 4月1日(木)～3月31日(木)

◎受付時間 8時30分～11時、13時～14時(胃がん検診は、午前中のみ)

■検診機関 北海道対がん協会札幌検診センター(札幌市東区北26条東14丁目)

▼申込・問合せ 福祉課保健サービス係(「ゆとろ」内)☎3 - 2346



検診名	対象	検診内容
子宮がん	30歳以上	細胞診 (必要者に体部がん検診)
乳がん		視診・触診
胃がん	35歳以上	バリウムによるX線撮影
肺がん	16歳以上	胸部X線撮影 (必要者に喀たん検査)
大腸がん	40歳以上	便の潜血反応検査 (事前に検査セットを郵送します)
骨粗しょう症	30～59歳	X線による腕の骨密度測定
子宮エコー	30歳以上の希望者	超音波による子宮筋腫などの確認
マンモグラフィー	40歳以上の希望者	X線による乳房の撮影(2年に1回)